

# 新カリキュラムでの相談援助実習への取り組み —帰校日指導の効果を通して—

## Efforts toward New Curriculum Supervision Support Training — Through results of guidance regarding date of return to school —

高橋昌子  
TAKAHASHI Masako

**要旨：**2007年12月の社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、社会福祉士の養成教育の内容が大幅に見直された。より実践力の高い社会福祉士を養成することを趣旨とした新カリキュラムでの相談援助実習の開始は、実習生を指導する教育現場と実習現場へ大きな影響をもたらしている。本稿では、本格的実施に先駆けて、新カリキュラム体制での相談援助実習指導と実習を実施した事例と、同実習を終えた実習生へのアンケート調査結果をもとに、相談援助実習の問題点と課題を考察した。帰校日指導の効果、実習先の対応、実習指導者と実習指導教員に関わる問題、社会福祉士会との関係性等、新カリキュラムのスタート時から問題と課題は山積している。

In accordance with the December 2007 revision of the Certified Social Workers and Certified Care Workers Act, the contents of training and education for certified social workers have been significantly revised. The start of supervision and aid training under the new curriculum, based on the more highly practical training of certified social workers, is largely effecting the teaching environment and training field in which trainees learn.

In this paper, using guidance counseling training support with the new curriculum system as well as previously conducted practice, and the results of a questionnaire survey conducted with trainees who had finished said training, we examined the problematic points and issues with supervision and aid training prior to full-scale implementation. Problems and issues such as the results of guidance regarding date of return to school, the handling of the place of training, problems related to trainers and training supervisors, and relationships with the certified social workers association have been piling up since the start of the new curriculum.

**キーワード：**社会福祉士、養成教育、相談援助実習、実習指導教員、新カリキュラム

Certified Social Workers, training and education, Supervision Support Training, training educator, new curriculum

### はじめに

社会福祉士養成校では、従来の「社会福祉援助技術現場実習」の科目から、「相談援助実習」という科目名の変更でも明らかなように、新カリキュラム体制での指導が開始されている。法改正とカリキュラム改正という新たな展開により社会福祉士養成教育の現場は、実習生を送り出す養成校と、実習生を引き受ける実習先とが新体制のもと様々な模索を続け

ている。今回の新カリキュラム体制にいち早く取り組んだ実習指導教員として、試行錯誤のなかでのスタートと思われる現状を報告し、これからの中格的実施に向けてのヒントを示したいと考える。

### 1. 研究目的

2007年12月、社会福祉士及び介護福祉士法改正法が成立し、法改正に伴う養成教育の内容が見直され

た。新カリキュラムでは、より実践力の高い社会福祉士を養成することを趣旨として、特に、実習及び演習教育内容の充実が図られたのである。M.Doel (=1999: 128-130) らによれば、学習において避け難い緊張関係のある現場と大学という2つの場のあいだのギャップの橋渡しをする可能性をもつのがカリキュラムである。そして、カリキュラムの概念は、大学と現場という2つの学習の場に共通の枠組みを用意し、実習のカリキュラムは、機関や施設の実習指導者や学生に力を与えているとする。今回の新カリキュラムでは、こうした体制を構築するために、これまで付されていなかった指導要件が、実習指導者と実習指導教員の両者に課せられた。このことは、従来の実習指導に比べ、実習指導者と実習指導教員、そして、実習生に大きな変化をもたらしているのである。これまでの実習とは異なる、社会福祉士養成の現場で起こっている混乱とも称することのできる現状を報告し、相談援助実習と同実習指導に取り組んだ数少ない事例を通して、新カリキュラムにおける相談援助実習の問題点と課題を考察することを本研究の目的とする。

## 2. 研究方法

### (1) 調査対象

神戸親和女子大学（以下、本学）では3年次に社会福祉士の実習を実施しているが、2009年に編入した学生への対応のため、社会福祉士の実習と演習に関しては、上記の法改正後ただちに新カリキュラムに則った指導を実施する必要に迫られた。従来の社会福祉援助技術現場実習及び同実習指導を、新カリキュラムの相談援助実習及び相談援助実習指導の体制の下で実施するということである。2009年に相談援助実習指導Ⅰを受講し、2010年に相談援助実習指導ⅡとⅢを受講、なおかつ、相談援助実習を2010年に実施した通学部の学生28人と、通信教育部の該当学生16人中、筆者の指導担当学生6人の合計34人にに対して行なった帰校日指導に対するアンケート調査と、筆者が指導を担当した学生への取り組みの事例を通して、相談援助実習の問題点と課題について考察した。

なお、本学での相談援助実習の実施と指導は初めての取り組みであるため、調査対象者数が少なく、研究対象として十分ではないが、差し迫った新カリキュラムへの本格的な取り組みが始まるこの時期に、関係養成校ならびに実習先への相談援助実習への一助になればと本稿を記した。

### (2) 調査対象の属性

- ①性別：女性33人、男性1人
- ②年齢：20代29人、30代2人、40代2人、50代1人
- ③実習先種別（実習先2箇所の学生を含む）：特別養護老人ホーム23人、地域包括支援センター4人、障害者通所授産施設3人、障害者地域生活支援センター2人、知的障害児入所施設1人、福祉事務所1人、病院1人

## 3. アンケート結果

調査対象 34人 有効回答率 88%

### (1) 指導を受けている自分に対する評価

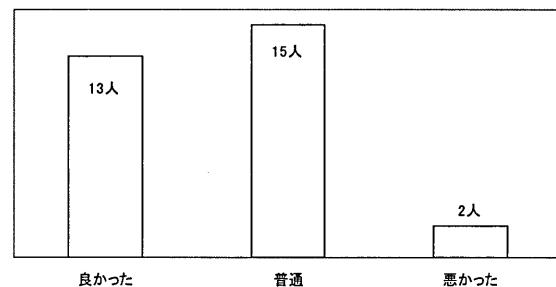


図1 指導を受けている自分に対する評価

### (2) 自己評価の理由（自由記述）

表1 帰校日指導を受けている実習生の自己評価の理由

良かった点	人数 (人)	問題点	人数 (人)
学習が深まった	7	実習日誌に対する学習不足	3
まじめに積極的に取り組めた	7	文章能力の欠如	2
実習中の悩みや不安を話せた	5	当初は消極的だった	2
後の実習につなげることができた	4	話し方や言葉遣いが不適切	2
課題をもって指導を受けた	2	観察力の欠如	1
指導をもとに努力した	1	学びの目的が不明瞭	1
指導教員から適切だと評価された	1	1週間で改善できないことが多い	1
リラックスできる日であった	1		
実習生同士で励まし合えた	1		

### (3) 帰校日指導の効果

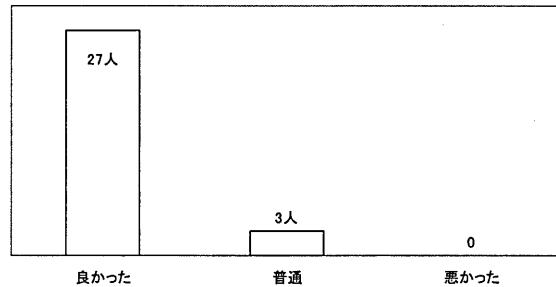


図2 帰校日指導の効果

## (4) 効果に対する理由（自由記述）

表2 帰校日指導の効果に対する理由

肯定的効果	人数(人)	否定的効果	人数(人)
悩みや疑問が解決できた	13	実習ノートが上達しなかった	1
実習ノートの指導が役立った	7		
後の実習に実践できる指導であった	5		
記録の仕方を学べた	4		
実習の軌道修正ができた	2		
積極的に取り組めた	2		
コミュニケーション能力を学んだ	1		
平日の帰校は落ち着いた	1		
他の実習生との意見交換ができた	1		
徐々に自信をもつことができた	1		

## (5) 実習巡回指導・帰校日指導内容記録の記入について

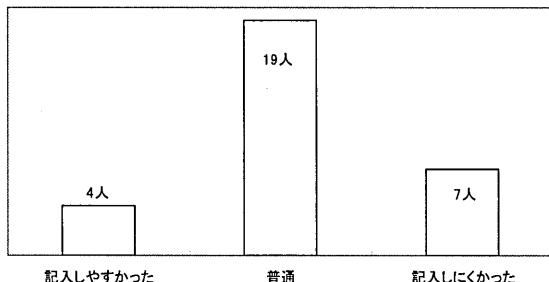


図3 実習巡回指導・帰校日指導内容記録の記入について

## (6) 記入に対する評価の理由（自由記述）

表3 実習巡回指導・帰校日指導内容記録の記入に対する評価の理由

利点	人数(人)	否定的効果	人数(人)
毎回、振り返りができた	5	自己評価の書き方が難しかった	7
項目が分かれていて書きやすかった	4	実習指導者からの評価が書きにくい	5
客観的に考えることができた	2	記入に慣れるまでに時間を要した	3
実習ノートの作成状況欄がよかった	1	課題の記入が難しかった	2
		進行状況と達成状況の区別がつかない	2
		スーパービジョンの欄が問題	2
		もっと欄が多くてもよかった	1
		あまり変わらなかった	1

## (7) もし、帰校日指導がなかった場合、実習への取り組みはどう変わっていたと思うか（自由記述）

表4 帰校日指導がなかった場合の本実習への取り組みの変化

内 容	人 数(人)
自分の欠点の気づきや振り返りができず、学びが少なかったと思う	14
不安や悩みをもったまま実習をしていたと思う	12
心身ともにもっと疲れて、有意義な実習にならなかったと思う	8
実習ノートの書き方にまづき、わからないまま実習を続けていたと思う	5
自信がもてず消極的になっていたと思う	3
実習先と大学との連絡調整がスムーズにいかなかったと思う	3
実習内容の改善がなかったと思う	2
実習後半のケアプラン作成に困ったと思う	1
職員への対応が適切にできなかったと思う	1
余裕をもって実習ができなかったと思う	1
友達との情報交換ができなかった	1
話し方やコミュニケーションのとり方が不十分になっていたと思う	1
心構えに変化があったかもしれない	1

## 4. 考察

## (1) 帰校日指導に対するアンケート結果からの考察

上記の結果から、帰校日指導を受けた実習生が帰校日での自分の姿勢を自己評価すると、他の授業と同じように普通に受けることができており、まじめに学習を深めていたと自覚している。実習生の姿勢として、まじめに、かつ積極的に指導を受けたため学習が深まり、それは帰校日指導以降の実習に活かされていたことが表1から考察できる。また、授業のある平日に帰校することにより、週末に実習を離れるだけでは得られないリラックスできる環境を得ることができたようである。実習中の悩みや不安を1週間ごとに指導教員や他の実習生に打ち明けることができたことは、心身ともに安らぐために効果的であった。反面、帰校日に改めて自分の知識・経験不足を反省する実習生もいることから、学習不足や能力の欠如をどう指導していくかが、帰校日指導に課せられているのである。

さらに、図2のように、帰校日指導はほとんどの実習生に効果的であると捉えられており、こうした実習生からの手ごたえは、毎回、強く感じていた。多くの学生は帰校日に悩みや疑問を解決することができたと答えていることからも、実習中は日々、悩みや疑問が生じているということが考えられる。また、悩みや疑問の解決だけでなく、記録や実習ノートに関する指導、実習課題の確認、利用者や職員との対応等、具体的な指導が翌日からの実習にも役立っていた。前述したが、本設問からも平日の帰校日の設定は実習生にとって大きな効果として挙げられよう。しかし、帰校日指導にあまり効果を見いだせていない実習生もあり、さらなる検討を必要とする。

次の「実習巡回指導・帰校日指導内容記録の記入」については、本学の新カリキュラム開始にあたり実習ノートに新たに含まれるページ「実習巡回指導・帰校日指導内容記録」を筆者が作成したものである（資料1参照）。このページについては、今後、実習生のアンケート結果を参考にしながら、来年度の実習に向けて再検討し、修正を加えた内容と様式に整えていく。また、ほとんどの箇所を帰校日指導を受ける前に記入しなければならず、客観的に自分の実習に関する項目を評価できる実習生が少なかった。記入に時間を要したり、指導後の気づきについて理解が遅い実習生もあり、記入しやすい内容と様式についての検討が課題として表れた。

## 資料1

実習巡回指導・帰校日指導内容記録

神戸親和女子大学	学籍番号	氏名
・実習機関・施設 名称		
・実習指導者名	様（役職）	
・実習期間	年 月 日( )	年 月 日( )
・実習の状況	実習生自身の分析	
1. 実習の進行状況 (A B C)		
2. 実習の達成状況 ( A B C )		
3. 実習指導者からの評価 ( A B C )		
4. 実習生の心身状況 ( A B C )		
5. 実習ノートの作成状況 ( A B C )		
6. 実習生としての総合的学び ( A B C )		
7. 巡回・帰校日の課題(1~6をふまえて記入すること)		
8. 巡回・帰校日のスーパービジョン		
9. 本日の気づき		

A=順調 B=普通 C=課題あり

実習指導教員名: 印 / 確認日: 年 月 日( )

機関・施設実習指導者名: 印 / 確認日: 年 月 日( )

作成: 高橋 昌子

そして、最後の「もし、帰校日指導がなかった場合、実習への取り組みはどう変わっていたと思うか」という質問に対しては、表4からも明らかのように、実習中の振り返りが適切にできず、学びが少なくなっていたという意見と、悩みや不安が解消されずに不安定な状態で実習を続けていたという心配が顕著に表れた。さらに、心身の疲れを軽減するためにも、帰校日指導が効果的であることが示されている。実習生が抱える問題の1つである実習ノートの指導も、巡回指導のみの旧カリキュラムに比べ、帰校日指導で大幅に改善されたと思われる。また、教員や友達からの指導と情報交換という利点のある帰校日を、実習生が待ち望んでいたことも明らかである。加えて、本学では通信生で社会人の実習生にとっても同様の効果がみられた。通信教育の特徴として、通常、対面指導は集中的なスクーリングの形態が主であり、普段、指導教員から直接指導を受けることは少ない。実習開始前には、実習中の平日に毎週1回は大学に登校し、指導を受けるという、時間的問題について

多少の危惧はあったが、苦慮しながら調整した実習期間である通信生こそ、帰校日指導に対する期待と効果は大きいものであった。実習先でも社会人として、通学生とは違った視点で通信の実習生をとらえている場合も多い。そのため、実習生としての姿勢の確認や振り返りが重要な帰校日の課題である。帰校日には実習生が「実習巡回指導・帰校日指導内容記録」の必要箇所を記入したうえで、実習指導教員から適切な指導を受ける。教員からの指導により毎週、実習生としての気づきが多く、さらには、他の実習生からの情報も貴重な学びとなっていた。アンケートでも6人全員が帰校日指導を評価しており、今後もこのスタイルを続けてほしいと記されていた。

社会人と同様に、特に帰校日指導が有効であった事例として、障害をもつ実習生についても触れておく必要があろう。筆者は本学での実習指導で、聴覚障害をもつ実習生を指導してきた。実習生の特性や特徴等に適した指導を心掛けているが、今回の帰校日は、障害をもつ実習生へのきめ細かな指導が実習中に実現できたと考えている。これまでの旧カリキュラムにおいても、事前に実習先へ同行したり、実習中もメールでの指導を加えたり、巡回指導を活用して実習指導者との連携を図ったり等、様々な指導で進めてきたが、こうした指導と並行しながら、帰校日指導によって実習中に対面指導が毎週実施できるということは、配慮を必要とする学生にとって画期的な体制ではないだろうか。もちろん、他の学生に比べ、指導時間も長く、資料等準備も必要ではあったが、障害をもつ学生からも、帰校日指導の効果は高い評価を得ている。

さらに、帰校日指導が実習生に積極性と自信や安心を与えるだけではなく、実習先と大学との連携にも活用できたことを強調する。実習先も新カリキュラムでの実習受け入れは手探り状態であった。後述するが、実習生と実習先、そして、養成校との連携を図ることは実習前からの課題であった。適切な連携は、実習生のみならず3者の大きな安心と順調な実習の進行につながると考える。

## (2) 実習生と実習指導者及び実習指導教員の連携に関する考察

柿本(2010:64-69)が示すように、実習教育では、実習生は、実習指導者からのスーパービジョンと実習担当教員からのスーパービジョンという二重のスーパービジョンを受けることになり、この二重

のスーパービジョンとは、実習指導者と実習担当教員が連携・協働で、実習生の教育効果が高まるのである。そのためには役割分担を明確化することが必要だと加えている。新カリキュラムにより、実習指導員と実習指導教員に資格要件が付されたと同時に、実習プログラム作成の必要性が新たにできた。

本学では、新カリキュラムでの各実習先に実習プログラムの作成を依頼し、正式な依頼状には実習プログラム作成関連の資料も同封し、実習プログラムに関する検討の連携を図った。実習開始前から時間を要して検討を重ねた実習先もあれば、実習直前に相談できた実習先、実習開始後に報告があった実習先等、対応は様々であった。また、養成校としては、これまでの実習先へ実習指導者の資格要件の適正確認と共に、新カリキュラムでの新たな実習先の開拓も必要であった。2008年から新カリキュラム対応の準備を始めた本学では、実習指導教員を中心に実習先との新たな契約を進めた結果、2010年度の相談援助実習については、該当する実習先への依頼に対し受け入れの断りはなかったが、来年度の実習については、新カリキュラムが始まる他校との調整があり、実習を引き受けられないという実習先も出始めている。今後、実習先確保と、実習プログラム作成への対応は、養成校として対外的な視点を重視したうえで大きな課題として浮かび上がるであろう。

措置期間を考慮すると、実習指導者として実習プログラム作成等、新カリキュラム対応の講習を受講していない指導者から相談援助実習の指導を受ける実習生もいる。こうした実習生が養成校では新カリキュラムの相談援助実習指導を受けているにもかかわらず、実習現場での実習内容のギャップに悩むケースが今回の実習生の中にも存在した。M.Doe ( = 1999 : 36) らは、実習生と実習指導者との期待は異なるかもしれないしかし、「実習において最も危険のは、実習に期待することが学生と実習指導者で違うことよりも、その違いについてお互いが気づかないことである。」と指摘する。この危険を犯さないためにも、帰校日指導のたびに、実習内容を確認し、実習指導教員が実習先に連絡を入れるという対応を心がけた。こうした対応ができたのも、新カリキュラムの利点と問題点が表裏一体の状況であるからではないだろうか。帰校日の取り組みにより、実習先からの連絡や質問を実習生が指導教員へもち帰ることができ、指導教員からも実習先への連絡が密に行えることは、連携に対する大きな進展である。

そして、新カリキュラムでも介護と福祉の関連性が明確に指導されない場合もあった。豊田 (2007 : 160) は、介護福祉士と社会福祉士は、その理念や目的を共有しつつも、それぞれ異なった役割分担と分業のもとで個別の援助を提供するとし、「社会福祉士が『面接』という援助技術を媒介として様々な福祉ニーズに介入する相談業務を本質的・専門的業務とするのに対し、介護福祉士は『介護』という援助技術を中心的媒介として介護ニーズに介入する実技的業務を本質的・専門的業務であるという点に見出すことができる。しかし両者の実際の業務は密接に結びついており、相互補完的な関係にあるといえる。」と説明している。飛永 (2008 : 133-134) は、「社会福祉援助としてのケアワークには、スペシフィックなケアワーク実践能力とジェネリックなケアワーク能力を兼ね備えておく必要がある。」と述べている。こうした指導についても、前述した二重のスーパービジョンを活用する必要がある。実習生を中心とした実習中の連携体制は整えられつつあるが、有意義な実習内容に直結するための実習前からの連携、例えば実習先の実習プログラムと実習生の実習計画のすり合わせ等に時間を費やすことが困難であったことも付け加える。

### (3) 表出した問題点

他校にモデルのない状態で初めての相談援助実習指導と同実習に取り組んだことにより、すでに新しい取り組みに対する問題点もみえた。

まず、実習期間と帰校日指導の時間調整である。本稿の新カリキュラム実習生は本学での旧カリキュラム同様、通学生は5月末から7月中旬を実習期間(定期試験開始までに終了)として実施した。しかし、規定である24日以上180時間以上という実習時間には、帰校日指導の時間は含まれない。そのため、1週間に1回は対面指導が必要である新カリキュラムでは、今回、帰校日6日間を加えた最低30日間が実習期間として必要であった。従来であれば実習期間の履修科目を補講や特別講義で補うシステムが確立されていたのだが、30日以上の実習期間では、授業のある時期の実施が困難となり、来年度からは夏季休暇中に変更することが、急遽、本年度実習中に決まった。来年度の実習先へ至急実習期間の変更を連絡した結果、夏季休暇中は他校からの実習生も多く、受け入れ不可能の実習先も出てきた。今後、実習期間のハイシーズンとして予想される長期休暇の

時期を複数の養成校がどのように調整していくのかも課題の1つであろう。

次は、実習指導者に関する問題である。新カリキュラム対応として適正であるとして契約した実習先でも、資格要件を満たしている実習指導者である職員の移動により、次年度からは受け入れができないという連絡がすでに複数届いている。こうした連絡が入るたびに実習配属先の再調整を行う必要があり、資格要件を満たす実習指導者の動向を知る手がかりが必要となってくる。これは実習指導者のみの問題ではなく、実習先での新カリキュラムに対する理解の状況にも関係しているように思われる。新カリキュラムではこれまで以上に様々な部署での現場実習が必要となっており、社会福祉士養成教育における相談援助実習の必要性と重要性を関係職員に周知することが求められている。今回の実習でも関係部署や職員への周知を実践している施設や機関がある一方で、新カリキュラム導入に伴う混乱が生じているという現場の状況も報告された。新しいシステムへの着手には当初、混乱や問題は必然的な現象かもしれないが、実習先は利用者や対象者の方々の生活の場である。新カリキュラムの実習によってこうした環境を乱してはならないことは当然であり、いち早く、新カリキュラム体制を実習先と養成校との協力のもと作り上げる必要がある。そのためにも、M.Doel (=1999:38-40) らが実習指導者へアドバイスしているように、「職場のさまざまな活動をコーディネートしてくれる同僚を探したならば、「学生のいくつかの学習目標を達成するために、同僚たちが学生に直接援助してくれるようになるだろう。」ということが実現するのではないか。こうした協力体制は、社会福祉士や社会福祉現場の魅力を呈し、新カリキュラムの実習プログラムで明文化された、職場実習、職種実習、ソーシャルワーク実習のスーパービジョンにつながると考える。

指導時間については、教員が担当する帰校日に費やす指導時間にも問題が表れた。平日に帰校するため、実習生は履修している科目的授業が当日行われている場合、該当科目に出席しなければならない。正規の実習指導の時間1コマのみで、担当実習生全員の帰校日指導は不可能である。本稿での実習生の場合、実習生の履修状況を考慮しながら2コマで帰校日指導を実施したが、指導時間と実習生の数を計算すると、1人の実習生にかける時間は10分足らずとなる。そのため、提出された記録内容、その日ま

でに返却された実習日誌、その他実習生が持参した資料等を確認し、指導するにはかなりの労力を要した。指導教員が各実習生を個別指導している時間は、他の実習生に対するグループワークも必要であり、毎回、こうした準備をしたうえで帰校日指導に臨んだ。曜日を変更して実習生の人数を調整する方法があるかもしれないが、通学の場合、同時期の実習であるため、帰校日指導と共に、それぞれの実習先へ巡回指導に赴く必要もある。そして、実習指導教員は通学生、通信生の科目的授業も担当しているため、日程調整が非常に困難である。この現状を打破するためには、教員配置と資格要件について再考する必要があると痛感した。相澤（2010:9）は、「近未来的な社会福祉教育のあり方について—ソーシャルワーカー専門職資格の再構成に向けて—」（日本学術会議社会学委員会社会福祉学分科会、2008年7月14日）において、「ソーシャルワーカーを必要としている社会的背景として、国民の生活課題がますます多様化・拡大化・複合化している課題に対して、ソーシャルワーカーの存在が社会的意義をもっている点について提言している。」と示したうえで、「複雑化したさまざまな生活課題を他の専門職との連携をとりながら解決していくソーシャルワーカー自身、より深く、広い専門知識と技能の修得が求められている現実があることも事実である」とする。また、藤園（2010:180）は、日本学術会議のソーシャルワーク専門職の資格制度の再編成についての言及に対して、「福祉系大学のあり方をめぐって取り組まなければならない課題は山積であるが、その念頭に置かれなければならないことは、社会福祉士が有資格ソーシャルワーカーとして社会に貢献できるようにその専門職制度をつくりあげていく、その責任の一端を養成機関は担っていることである。」と強調する。新しい専門家、我々の後継者である実習生のために山積する実習教育課題の1つと考えられる、新カリキュラムでの教員配置と資格要件について検討が必要であろう。

## 5. 今後の課題

上記の「表出した問題点」全てが今後の課題と考えられるが、さらに、もう1点、課題を加えたい。将来の社会福祉士、または、社会福祉の分野での専門家を教育、養成するためには、教員や現場のみの対応では不十分であるため、新カリキュラムは実習教育の質の向上と、即戦力のある専門家養成を目指して開始されたのである。実習生、実習指導者、実

習指導教員、そして、利用者の4者が新しいシステムを支えているのだが、専門家の養成に関わる社会福祉士会の取り組み、または連携はどのようなものなのであろうか。今回の法改正により2009年度から「社会福祉士実習指導者講習会」の受講が義務づけられたことにより、社団法人日本社会福祉士会では全国の各支部と協働して、厚生労働省からの委託事業として実習指導者講習会を実施することになった。各支部の社会福祉士会は専門職団体として、講習会のスタッフとして活躍しており、その後、実習先となる現場の指導者のフォローアップ研修等にも携わっている。前述の実習指導者講習会で使用される社会福祉士実習指導者テキスト（2008：19）では、社会福祉士の資格取得者数は、2007年9月には約95000人となっており、2008年2月現在の登録者数は、95536人である。会員25657人を対象とした調査結果をもとに2008年の社会福祉士の就労状況についてみると、社会福祉施設と社会福祉協議会で就労している社会福祉士が半数以上を占めている。こうした現状のなか、兵庫県社会福祉士会では、筆者のように社会福祉士の有資格者であり、かつ養成校の教員という立場のメンバーが多いこともあり、新カリキュラムの開始前より、社会福祉士の実習教育を考える研究会を立ち上げ、2009年には実習教育支援委員会（以下、本委員会）として社会福祉士の実習に関する問題を取り組んでいる。委員会の取り組みの一環として、これまでに兵庫県下の社会福祉士養成校（以下、養成校）との連絡会を定期的に開催してきた。さらに、今回の新カリキュラム開始に伴い、本委員会の委員を各部長とした、新カリキュラムに対する「実習ミニマムスタンダード検討部会」（以下、本検討部会）を2009年に立ち上げた。これまでの本委員会での活動を通して、実習先から多く寄せられた「社会福祉士の実習における養成校の実習手続き、関係書類、システム等を、せめて兵庫県だけでも統一、もしくは共通の対応にしてもらえないだろうか。」という意見を反映し、本検討部会創設の必要性が高まったのである。本委員会のメンバーと兵庫県下の養成校の教員で構成された本部会は、①実習事前指導検討部会、②実習ノート検討部会、③実習評価項目検討部会、④実習プログラム検討部会の4つの作業部会から成っている。手探りながらも他府県で例をみない、社会福祉士会と実習指導者、ならびに実習指導教員の連携による、新カリキュラムを介した後継者の養成・教育への取り組みを今後の課題とする。

## おわりに

社会福祉の専門家を育てることは、非常にやりがいがあり、社会的にも意義がある。我々、社会福祉を専門とする教員にとって、後継者の育成は常に課題を抱えながらの指導であり、その課題の一つに新カリキュラムでの実習指導も加わった。教育現場も社会福祉現場も、新カリキュラム対応により今後ますます質の高い実習が展開されることとなろう。京極（2000：189）は、医療関係者をはじめとする他の専門職、例えば理学療法士や作業療法士の勉強ぶりと社会福祉士の大学を比べ、「あの程度の試験を受からなかったら医療系の人と渡りあったり、あるいは行政や市町村役場の人と渡りあうことはできない。それが現実です。」と、次代を担う若者たちへ檄を飛ばしている。また、前述の相澤（2010：181-182）は、「継続的な生涯にわたる自己研鑽は有資格ソーシャルワーカーにとって欠くことのできない条件である。このような生涯にわたる研修や研究の機会、そして職業倫理の習得に大きな役割を果たす専門職団体への参加は欠かせない。ところが、専門職団体である日本社会福祉士会の加入率は2008年度国家試験合格者の26%、全体でも3割に満たない。これで専門職としての職務を果たしているといえるのであろうか。」と指摘する。養成校と福祉現場、あるいは、実習指導教員と実習指導者とがそれぞれに抱える問題に対して、新カリキュラムでも同様に、相談援助実習の問題点を早急に検討し、解決策を講じることが、社会福祉の専門職としての責務である。責任には「とる責任」と「果たすべき責任」があるといわれる。「改革の第一歩は現状を直視し、『果たすべき責任』を把握することである。」という久田（2004：66）の指摘のように、新カリキュラムという改革に臨み、筆者も実習教育での果たすべき責任を担っている。

## 文献

- 相澤譲治（2010）「本書のねらいと学習内容」植戸貴子編 「ソーシャルワークの基盤と専門職」（株）みらい、9、181-182.  
 柿本誠（2010）「第2章第2節 相談援助実習のしくみ」加藤幸雄・小椋喜一郎・柿本誠・ほか編「ソーシャルワークを学ぶ人のための実習テキスト 相談援助実習」（株）中央法規出版、64-69.  
 京極高宣（2000）「社会福祉をいかに学ぶか」（有）川島書店、189.  
 飛永高秀（2008）「VII 社会福祉援助の広がり 2. 社会福祉援助としての実習教育」吉浦輪編「シリーズ社会福祉の探求4 社会福祉援助学－介護福祉士・社会福祉士の専門性の探求－」（株）学文社、133-134.  
 豊田正利（2007）「第13章 社会福祉援助活動としての介護」井村圭壯・谷川和昭編「社会福祉援助の基本体系」（株）勁草書房、160

- Doel Mark, Shardlow Stegen, Sawdon Catherine and Sawdon David (1996) TEACHING SOCIAL WORK PRACTICE A programme of exercises and activities towards the Practice Teaching Award (=1999、村田法子・金田知子・村上雅昭 中野敏子・茨木尚子・大瀧敦子監訳『社会福祉実習をどう教えるか - 英国の実習指導者のためのテキスト』(株) 誠信書房、128-130、36-40.)
- 久田則夫 (2004) 「どうすれば福祉のプロになれるか 壁を乗り越え活路を開く仕事術」(株) 中央法規出版、66.
- 藤園秀信 (2010) 「第10章 ソーシャルワーカーと社会福祉士・精神保健福祉士制度」植戸貴子編「ソーシャルワークの基盤と専門職」(株) みらい、180.
- 社団法人 日本社会福祉士会編 (2008) 「社会福祉士実習指導者テキスト」(株) 中央法規、19.